

風間浦村給油施設の指定管理者募集要項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び風間浦村給油施設の設置及び管理に関する条例（令和 7 年条例第 9 号）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

給油施設の概要は次のとおりです。

施 設 の 名 称	風間浦村サービスステーション
施 設 の 所 在 地	風間浦村大字下風呂字街道添 39 番地 11
建 物 の 構 造	コンクリートブロック造陸屋根平家建（給油所） 昭和 48 年新築
敷 地 面 積	846.49 m ²
施設の設置目的	通常のカソリンスタンド機能に加え、地域への灯油等の必要な燃料を個別配達する機能を維持するとともに、災害発生時における燃料供給の安定確保に資することを目的とする。

2 指定管理者の公募及びスケジュール

指定管理者の公募は風間浦村ホームページ及び風間浦村掲示板へ掲載し、応募から決定までのスケジュールは概ね下記のとおりです。

	内容	日程
応 募	指定管理者募集要項の配布	令和 7 年 8 月 27 日から
	募集内容に関する質問の受付期間	令和 7 年 8 月 27 日から 令和 7 年 9 月 3 日まで
	現地説明会の実施	必要に応じて実施（※土日祝日を除く。）
	質問に対する回答最終期日	令和 7 年 9 月 16 日まで随時対応
	応募の受付期間	令和 7 年 8 月 27 日から 令和 7 年 9 月 19 日まで
指 定 手 続 等	指定管理者選定の結果通知	令和 7 年 10 月 7 日
	指定管理者の指定（村議会による議決）	令和 7 年 10 月臨時会提案
	協定書の締結	令和 7 年 10 月臨時会議決後
	指定管理者の運営開始日	令和 7 年 11 月中

3 指定管理者の応募

（1）申請資格

申請資格を有する者は、風間浦村内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人であり、燃料販売、燃料の配達等一般的なガソリンスタンド事業運営実績があ

り、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に定める有資格者等施設の管理運営に必要な体制を取ることができる者とする。

但し、次の各号に該当する者は、申請することができない。

- ア 当該法人等の責めに帰すべき理由により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 4 年を経過しないもの
- イ 破産手続き開始の決定を受けた法人又は清算法人
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により村における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- エ 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っているもの
- カ 風間浦村における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの
- キ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）また、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるものをいう

（2）申請書類の配布期間及び配布方法

配布期間	令和 7 年 8 月 27 日（水） から （土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
配布方法	風間浦村ホームページからダウンロード又は役場窓口で配布

（3）申請関係書類の受付

受付期間	令和 7 年 8 月 27 日（水） から 9 月 19 日（金） まで （土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
提出方法	風間浦村役場総務課まで持参か郵送（必着） 〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5

（4）提出書類

下記の書類の正本 1 部及び副本 12 部を提出して下さい。なお、副本については、添付書類も含め複写したもので可としますが、用紙の大きさは A 4 版に統一して下さい。

No.	書類名	備考
1	指定管理者指定申請書	・ 第 1 号様式
2	指定管理者の指定申請に係る申立書	・ 第 2 号様式
3	事業計画書	・ 第 3 号様式 ・ 第 3 号様式別紙
4	年度別及び全体の収支計画	・ 第 4 号様式
5	申請者の概要	・ 組織及び運営に関する書類（様式任意） ・ 主たる事業の実績（様式任意） ・ 法人の財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書（前 3 事業年度分）及び利益処分計算書 その他経営状況が判別できる書類
6	定款・規約その他これらに類する書類及び法人登記事項証明書	
7	役員名簿	・ 申請書の提出日現在におけるもの
8	国税及び地方税の納税（完納）証明書	・ 提出日において発行の日から 1 ヶ月以内のもの

（５）募集内容に関する質問

受付期間	令和 7 年 8 月 2 7 日（水） から 9 月 3 日（水） まで （土、日、祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
受付場所	風間浦村役場総務課 〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5 TEL:0175-35-2111 FAX:0175-35-2403
質問の方法	様式第 6 号により、持参、郵送、F A X のいずれかで提出。なお、電話、口頭による質問は受付いたしません。
回答の方法	令和 7 年 9 月 1 6 日（火）までに F A X で回答いたします。

（６）応募の辞退・応募書類の修正等について

- ア 応募受付後に申請を辞退する場合は、9 月 2 4 日（水）までに辞退届（第 5 号様式）を提出して下さい。
- イ 応募書類の修正（軽微な修正は除く。）はできません。
- ウ 提出された応募書類は返却しません。
- エ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。
- オ 応募書類は、提出者に無断で風間浦村サービスステーションの指定管理者募

集に係る業務以外に使用しません。

(7) 現地説明会

必要に応じて現地説明会を実施します。希望される方は下記までご連絡ください。

受付先：風間浦村役場産業建設課 TEL:0175-35-2111（代表）

(8) 応募に関する注意事項

ア 応募書類に虚偽記載があった場合は、失格とします。

イ 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の選定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ウ 協定締結及び協定発効以前に、事業の履行が確実でないと認められるとき又は社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障をきたす等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

エ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

4 候補者の選定

(1) 候補者の選定方法

候補者は、風間浦村指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において事業計画書等の審査を行い選定します。（審査の結果、候補者として適した者がいないと認める場合は、候補者を選定しないことがあります。）

(2) 審査内容

候補者選定は、風間浦村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成 25 年規則第 6 号）第 4 条の規定に基づき、村長が指名した選定委員会において、事業計画書等の審査を行い、事業の継続性、地域へのサービスによる貢献度等について、総合的な判断により候補者の順位を決定します。

5 指定管理者の指定手続き等

(1) 指定管理者の選定

ア 選定委員会による候補者の選定後は、指定管理者の指定の手続きとして、風間浦村議会の指定の議決を経る必要があります。

イ 指定の議決があったときは、その旨を候補者に通知します。

(2) 協定の締結

前記(1)の手続き後、風間浦村と候補者は、協定書を締結することになります。

(3) 指定候補者又は指定管理者の指定を取り消した場合の措置

ア 候補者として選定された者又は指定管理者が、次の各号に該当した場合は、候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。なお、管理者の指定を取り消した場合は、風間浦村に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、風間浦村サービスステーションの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

候補者としての決定が取消しとなった場合は、前記4の応募者の順位付けにおいて第2位に決定した応募者を候補者として選定することとします。(第2位の応募者について同様の事態が発生した場合は第3位以降の応募者を順次同様に扱います。)

①風間浦村議会により指定議案が否決されたとき。

②候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障をきたすおそれがあるとき。

③候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

④その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

イ 不可抗力等、風間浦村及び候補者又は指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定等を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(4) その他

ア 前記(2)の協定書は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定書で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとします。

イ 風間浦村議会による指定議案の議決後、指定管理者は、令和7年11月中に管理運営業務を開始できるよう準備を行うこととします。

6 指定管理者の実施業務及び業務基準

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が実施する業務及びその基準については、別紙「風間浦村サービスステーション指定管理者業務仕様書」に定めるとおりとします。

(2) 実施業務の評価結果に伴う措置

事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告を行い、それでも改善がみられない場合は、指定を取り消すことがあります。

7 指定期間

指定管理者が風間浦村サービスステーションの管理運営を行う期間は、指定を受けた日から5箇年とします。ただし、年度の途中で指定を受けた場合は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から5箇年とします。

8 経費に関する事項

指定管理者が企画し、実施する各種自主事業の収入等は、指定管理者の収入とすることができます（ただし、事前に風間浦村長の承認を得た事業に限る。）。

なお、本事業に係る経費の取扱い等については、次のとおりとします。

(1) 指定管理料

原則として風間浦村からの指定管理料は支払わないものとします。

(2) 利用料金

利用料金は、指定管理者が村長の承諾を得て定めた額とします。

(3) 会計年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して下さい。

(4) 会計の独立

指定管理者としての業務に係る会計については、他の会計と区分して経理して下さい。

9 その他

(1) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から、業務の引継ぎを行うまでの期間までにかかる必要な経費は、応募者が負担することとします。

(2) 協定書内容に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

は、風間浦村と指定管理者が誠意をもって協議するものとします。

1 0 配布書類等

(1) 指定管理者業務仕様書

(2) 申請様式

①第1号様式	指定管理者申請書
②第2号様式	申立書
③第3号様式	事業計画書
④第3号様式別紙	事業計画書別紙
⑤第4号様式	収支計画書
⑥第5号様式	辞退届
⑦第6号様式	質問書

1 1 問い合わせ先

申請書等に関することについては、総務課

指定管理の業務内容に関することについては、産業建設課

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ① 住 所 | 〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5 |
| ② 電 話 | 0175-35-2111 |
| ③ F A X | 0175-35-2403 |